

川崎市成人ぜん息患者医療費助成制度の 助成（償還払い）申請をされる方へ

気管支ぜん息の治療で、川崎市内の保険医療機関（病院、診療所）にかかった場合、または川崎市内の保険薬局で薬の処方を受けた場合に、助成対象となる医療について1割の自己負担で受診できるよう、お支払いいただいた金額との差額を助成します。

○ 助成対象となる医療は

気管支ぜん息の治療に係る医療が助成されますが、一部助成対象とならないものがあります。助成対象外となるものは次のとおりです。

- ・ 検査・画像診断、在宅で受ける医療、リハビリ、放射線治療は助成対象外です。
- ・ 薬剤は、気管支ぜん息に適応のあるもの以外は助成対象外です。抗生物質や胃薬は助成対象外です。
- ・ 保険が適用されないものは助成対象外です。薬びん代、入院された際の差額ベッド代などは保険が適用されないため助成の対象となりません。
- ・ 入院された際の生活療養標準負担額や食事療養標準負担額は助成対象外です。

※検査のうち、呼吸機能検査の ①フローボリュームカーブ ②①に伴う呼吸機能検査等判断料の2項目については、平成21年(2009年)9月1日から助成対象となりました。

○ 助成を受けるには

川崎市内の病院、診療所、薬局等の医療施設で医療証を提示せず助成対象分を支払った場合や、医療証が届くまでの期間に助成対象分を支払った場合は、医療施設ごと、診療月ごとに1枚ずつ「保険医療患者負担点数証明書」の交付を受けていただき、お住まいの地区の受付窓口で助成の申請をしてください。申請された月の翌月末に助成額を償還（銀行口座に振込み）いたします。

【申請に必要なもの】

(1) 成人ぜん息患者医療費助成申請書

※ダウンロードできます。

(2) 病院、診療所、薬局等の医療施設から交付された「保険医療患者負担点数証明書」

※「保険医療患者負担点数証明書」の用紙は各医療施設に備えてあります。

(3) 銀行口座のわかるもの（通帳、通帳の写しなど）

(4) 医療証

(5) 高額療養費・付加金等の支給決定通知書（該当の方のみ）

〈お問い合わせ先・受付窓口〉

川崎区役所地域ケア推進課 Tel201-3228
幸区役所地域ケア推進課 Tel556-6643
中原区役所地域ケア推進課 Tel744-3252
高津区役所地域ケア推進課 Tel861-3302
宮前区役所地域ケア推進課 Tel856-3254

多摩区役所地域ケア推進課 Tel935-3295
麻生区役所地域ケア推進課 Tel965-5156
川崎市健康福祉局
環境保健・アレルギー疾患対策課 Tel200-2487